

逗子市民間提案広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が所有する財産等を有効に活用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、税外収入の確保に資するため、民間企業等から広告事業にかかる提案を募集し、当該企業等と市が協力して当該事業を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(提案内容)

第2条 民間企業等が提案できる広告事業は、次に掲げる事項に該当するものをいう。

- (1) 市が所有する財産への広告の掲載又は掲出にかかるもの
- (2) 市が事業実施に用いる封筒その他の物品への広告掲載にかかるもの
- (3) 民間企業等による物品又は役務の提供により事業又は事務執行の経費削減に資するもの
- (4) ネーミングライツにかかるもの
- (5) その他民間企業等のノウハウを市の事業執行等に活用することにより、市民サービスの向上、事業若しくは事務執行の経費削減又は税外収入の確保に資するもの

(提案者)

第3条 提案を応募できる民間企業等（以下「提案者」という。）は、法人又は個人事業主で、次に掲げる事項に該当しない者とする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする者
- (2) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的に活動する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者（以下単に「暴力団」という。）
- (4) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある者
- (5) その他市長が適当でないと認める者

(提案事業の募集)

第4条 提案事業の募集は、公募によるものとし、募集期間を定めないものとする。た

だし、市長が必要があると認めたときは、特に期間を定めて募集することができる。

(提案の手続)

第5条 提案者は、次に掲げる書類により、市長に提案をしなければならない。

- (1) 逗子市民間提案広告事業提案書（第1号様式）
- (2) 逗子市民間提案広告事業収支予算書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(担当課の決定)

第6条 市長は、前条の提案があったときは、当該提案事業の担当課を定め、その旨を当該提案団体に通知するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の担当課のほか、当該提案事業に関連する関係課を定め、前項の通知に併せ、通知するものとする。

(事前協議)

第7条 提案者は、担当課又は関係課との協議を行い、必要に応じ第5条の書類を修正することができる。

(審査)

第8条 市長は、前条の協議を終えたときは、速やかに提案内容の審査を行うものとする。

- 2 市長は、必要に応じ、提案者との面接による審査を行うことができる。

第9条 審査は、逗子市民間広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

- 2 委員会は、委員若干名をもって組織する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は経営企画部次長、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 委員は、市長が別に定める職員をもって充てる。

(会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(事業実施の決定)

第11条 委員長は、審査の結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、事業の実施の可否を決定し、提案者に通知するものとする。

(協定書)

第12条 市長は、事業の実施時期等の詳細を提案者と協議の上、提案者と市双方の役割分担等を明らかにする協定書を作成するものとする。

2 協定書の有効期間は3年を超えないものとし、原則として市の会計年度の末日を終期とする。ただし、多額の設備投資を伴うものにあつては、5年を超えない期間を定めることができる。

3 前項の有効期間を満了し、同様の事業を継続しようとするときは、市長は原則として事業者を公募しなければならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

逗子市長

所在地 _____

名 称 _____

代表者 _____ ㊟

逗子市民間提案広告事業提案書

このことについて、逗子市民間提案広告事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

事業名	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
対象となる 市の施設又は事業等の名称	
事業の概要	
市への納付見込額	

第2号様式（第5条関係）

逗子市民間提案広告事業収支予算書

名 称 _____

事業名 _____

1 収入の部

項 目	予算額(円)	積算内訳
合 計		

2 支出の部

項 目	予算額(円)	積算内訳
合 計		